

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う水道料金の改定について

かつらぎ町 上下水道課

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引上げられる予定になっています。消費税率の引上げに伴い、水道料金を下記のとおり改定しますので、お知らせします。

◆ 水道料金（花園梁瀬簡易水道）

用途	基本水量	消費税率 8%		消費税率 10%	
		基本料金	超過料金 (1m ³ 当たり)	基本料金	超過料金 (1m ³ 当たり)
家庭用A	10 m ³	1,032	119	1,052	121
家庭用B	5 m ³	742	238	756	242
営業用	10 m ³	1,150	138	1,172	141
事業所用	20 m ³	6,357	238	6,475	242

メーター使用料		消費税率 8%	消費税率 10%
メーター口径	13mm	68	69
	20mm以上	136	139

① 水道料金の計算例（用途：家庭用A、メーター口径：13mm、使用水量：10m³）

・消費税率8%の場合

基本料金 1,032円 + メーター使用料 68円 + 超過料金 119円 ×
 (使用水量10m³ - 基本水量10m³) = 1,100円 (10円未満四捨五入)

・消費税率10%の場合

基本料金 1,052円 + メーター使用料 69円 + 超過料金 121円 ×
 (使用水量10m³ - 基本水量10m³) = 1,120円 (10円未満四捨五入)

② 水道料金の計算例（用途：家庭用A、メーター口径：13mm、使用水量：20m³）

・消費税率8%の場合

基本料金 1,032円 + メーター使用料 68円 + 超過料金 119円 ×
 (使用水量20m³ - 基本水量10m³) = 2,290円 (10円未満四捨五入)

・消費税率10%の場合

基本料金 1,052円 + メーター使用料 69円 + 超過料金 121円 ×
 (使用水量20m³ - 基本水量10m³) = 2,330円 (10円未満四捨五入)

◆ 新税率適用の経過措置

令和元年9月30日以前から継続して上下水道を使用している場合は、令和元年10月使用（11月請求）分まで消費税率8%が適用されます。

令和元年10月1日以降から上下水道を使用する場合は、令和元年10月使用（11月請求）分から消費税率10%が適用されます。